

さらに広告を可能とすべきかどうか検討が必要な事項

＜病院、診療所に関わる事項＞

項目	広告規制を緩和する理由	広告規制を緩和すべきでないとする理由
歯科医師の略歴、年齢、性別	平成12年2月の医療審議会答申において医師の略歴、年齢、性別が挙げられているのに対し、同様の意味を持つ歯科医師については認められていない。	
保険適用外である診療の支払い内容や方法	自由診療は診療にかかる費用が明確ではなく、診療の支払いの内容の詳細を広告することは、患者にとって利益となると考えられる。	支払い内容を広告する事は医療行為そのものを広告することとなる。また受療後でないと診療内容が保険適用外かどうか判断できない場合がある。
診療報酬改定に伴って告示改正が必要となった事項	平成12年に行われた診療報酬改定により、これまで広告できる事項として厚生省告示224号に定められていた「厚生大臣が定める施設基準」が、廃止されたため、新告示に対応する必要がある。	

＜助産所に関わる事項＞

項目	広告規制を緩和する理由	広告規制を緩和すべきでないとする理由
「夜間」における業務実施の追加	病院、診療所については、平成10年の告示により「休日又は夜間における診療の実施」と改められ、実態においても夜間における業務が行われている。	
対応可能な言語(手話、点字含む。)の追加	他国語に対応する助産所が存在する。	
助産所の助産婦の略歴、年齢の追加	病院、診療所の医師の場合と同様に助産所の助産婦については、略歴、年齢を広告できることにする。	
優生保護相談所の削除	平成8年に優生保護法が母体保護法に改正され優生保護相談所は廃止されている。	

＜国会審議等で議論になった事項＞

項目	広告規制を緩和する理由	広告規制を緩和すべきでないとする理由
<p>薬事法第80条の3に基づく 治験に関する事項</p>	<p>新しい治療に参加する機会を国民に与えることができる と共に、国内における治験の空洞化を防ぐことができ る。また、治験の実施については国の定めた手順(GC P)に則って行われ、被験者の同意や安全性の確保が 保障されており、客観性がある程度担保できる。</p>	<p>治験への参加を希望する国民は比較的少数で あり、広告事項としてはなじまない。</p>
<p>得意とする分野</p>	<p>患者が医療機関等を選択する際の利便を図る。 医師・歯科医師の主観であっても一定の判断基準とな る。</p>	<p>同様の目的で広告可能とされている標榜科目 については、客観性と正確性を維持できるもの に限定している。</p>
<p>治療方針、治療方法、医師 の治療に関する考え方など</p>	<p>患者が医療機関等を選択する際の利便を図る。 医師・歯科医師の主観であっても一定の判断基準とな る。</p>	<p>客観的に広告することは困難である。また、受 療後でなければ治療方針が定まらない可能性 がある。</p>
<p>一定の疾病の取り扱いの件 数、手術件数</p>	<p>患者が医療機関等を選択する際の利便を図る。 取扱い件数等は得意とする分野の一つの判断基準とな る。</p>	<p>同じ疾患名でも症状は多様であり、重症度など を考慮しない単なる件数の広告は、実状を反映 しない可能性がある。</p>
<p>医療機関の施設機能(医療 機器を含む)</p>	<p>医療機関の機能は、患者が医療機関を選択する際の 重要な判断材料であり、医療機関の主観であっても、一 定の判断基準になる。</p>	<p>「施設機能」の範囲が明確でなく、客観的に広 告することが困難である。(診療報酬上の施設 基準等、明確な基準のあるものは現状でも広告 可能) (特に医療機器について) 医療機関が単に医療機器を所有していること と、当該機器を利用した医療を適切に行う能力 を有していることは必ずしも一致しないのではな いか。</p>

項目	広告規制を緩和する理由	広告規制を緩和すべきでないとする理由
インプフォームドコンセンストの実施	患者が医療機関等を選択する際の利便を図る。診療情報提供の取組と同様に認めるべき。	インプフォームドコンセンストの実施基準が無く、客観的に広告することが困難である。
明細書発行への取組み	患者が医療機関等を選択する際の利便を図る。どのような診療行為が実施されたかがわかり、有益である。	明細書の形式が一定でなく、インプフォームドコンセンストの徹底により対応すべきではないか。
専門医認定医の取得の有無	患者が医療機関等を選択する際の利便を図る。得意とする分野を客観的に示すもの。	専門医資格は学会により要件が異なり現状では客観的なものと言いがたい。